

改訂版

教 職 員
研修資料

No! 体罰

先生、たたかんでもわかるのに!

平成25年7月

兵庫県教育委員会

教職員一人一人が、日頃の教育活動を振り返り、体罰の禁止と暴力の否定について教職員全体で共通理解を深め、児童生徒一人一人の内面理解に基づいた指導を徹底し、体罰根絶に向け、学校をあげて取り組みましょう。

I 体罰に関する基本的な考え方

—— 学校教育法第 11 条 ——

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。

ただし、体罰を加えることはできない。

体罰とは？（平成 25 年 3 月 13 日付け 24 文科初第 1269 号通知より抜粋）

懲戒の内容が次のような身体的性質のものである場合、体罰に該当します。

- 身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）
- 児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの
（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）

次のような場合は、正当防衛及び正当行為等として体罰には該当しません。

- 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使
- 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使

体罰の児童生徒への影響

<心理面>

- 不安感や恐怖感などの強いストレスや苦痛を感じる
- 正常な倫理観を養うことができない

<子ども同士の人間関係>

- 力による解決への志向を助長させる
- いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある

<学習面>

- 知的好奇心や興味・関心が失われる
- 学習意欲が低下し、授業に集中しなくなる
- 主体性・創造性の発達が阻害される

<子どもと教師の人間関係>

- 過敏に反応し、教師の顔色をうかがった言動をとる
- 教師への不信感を強め、批判的・反抗的になる
- 恨みから、器物損壊や対教師暴力などを起こす

体罰は人権侵害

教育活動全体を通じて児童生徒の基本的な人権が尊重されなければならない、体罰は、児童生徒の人権を侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないものであるという基本認識をもつことが必要です。

また、暴言やハラスメントも、児童生徒の人権を侵害する行為であり、許されない不適切な行為です。

児童の権利に関する条約

(平成6年 批准)

【第19条】 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

【第37条】 締結国は、いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないことを確保する。

人権教育・啓発に関する基本計画

(平成14年3月15日 閣議決定)

第4章 1(1) 人権教育 ア 学校教育

教職員自身が学校の場合等において子どもの人権を侵害するような行為を行うことは断じてあってはならず、そのような行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行っていく。

人権教育基本方針

(平成10年3月9日 兵庫県教育委員会)

4 (学習者の人権を大切にした教育)

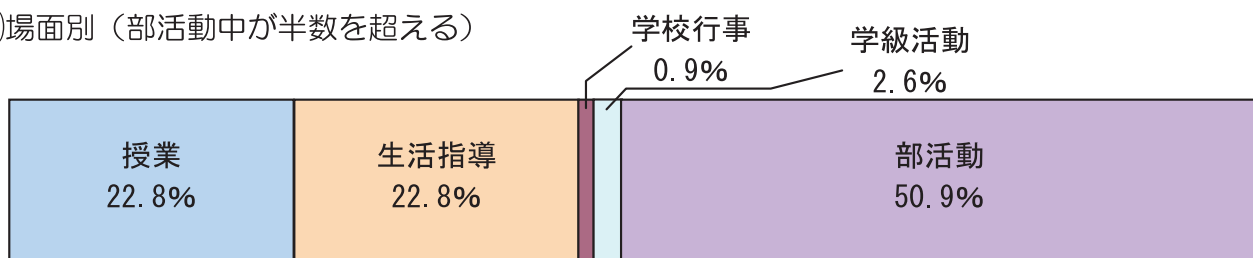
教育指導や学習の環境が、学習者の人権を尊重したものとなるよう、「児童の権利に関する条約」等の趣旨も踏まえ、その充実に努める。

- ・ 一人一人を大切にした教育指導

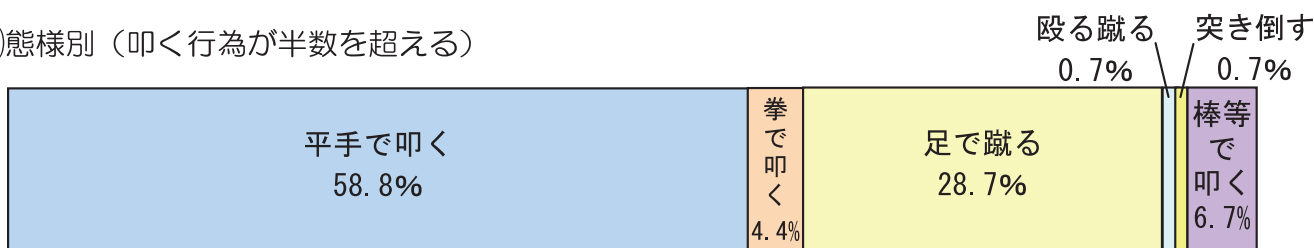
学習者の興味や関心などに応じて、自主的、主体的な学習を促す教育指導に努める。

こんな体罰の実態が！ 平成24年度本県体罰調査結果（123件）の分析

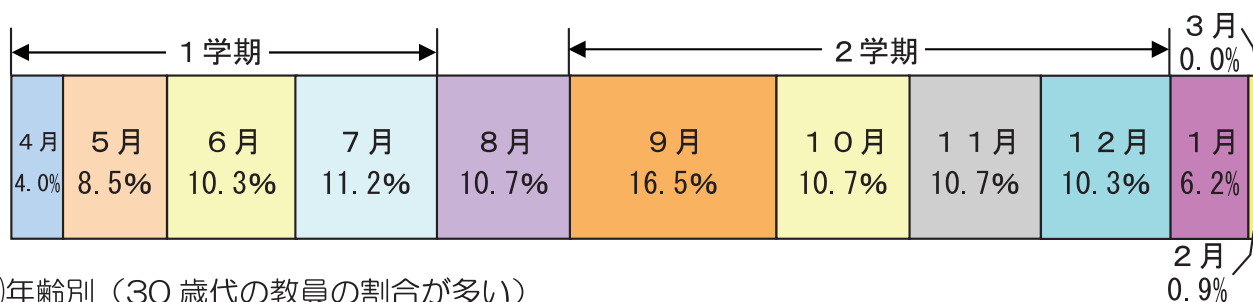
(1) 場面別（部活動中が半数を超える）



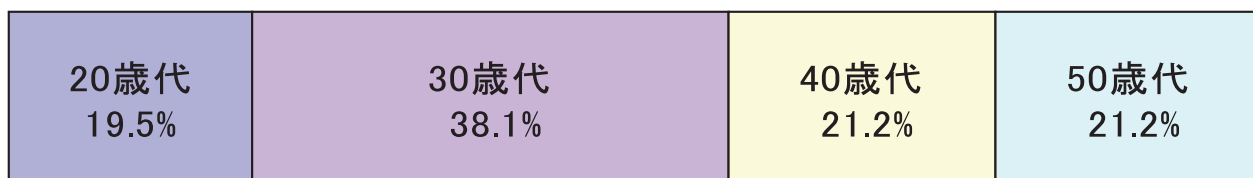
(2) 態様別（叩く行為が半数を超える）



(3) 発生月別（夏季休業後に多い）



(4) 年齢別（30歳代の教員の割合が多い）



懲戒権の範囲内と考えられる行為(○)と体罰に該当する行為(×)

授 業 中	宿題を忘れた児童生徒に対して、 ○ 学校当番を多く割り当てる ○ 放課後に教室に残留させ、学習課題を与える（不必要に長時間にしない） × 放課後に教室に残留させ、与えた学習課題が終わるまで、用便も含め一切室外に出ることを許さない × 反省を促すため、授業のほとんどを立たせたままにする 体育の授業中、危険な行為をしている生徒に対して、 ○ 生徒の腕を引っぱり、危険な行為をやめさせる × 生徒の腕を引っぱり、押し倒して足で踏みつける 私語をやめない生徒に対して、 ○ 教室内で起立させ、反省を促す × 体めがけてチョークなど物を投げつける 質問したが、ふてくされて回答しない生徒に対して、 ○ 学習課題や清掃活動を課す × 胸ぐらをつかみ、壁に頭や背中を叩きつける 再三注意したにも関わらず、居眠りをしている生徒に対して、 ○ 生徒の机や椅子を揺らして起こし、起立させる × 生徒の椅子を足で強く蹴り、生徒を転倒させたり、蹴った机を生徒にぶつける 立ち歩いているのを叱ったが聞かない児童に対して、 ○ 児童の腕を持ち、言い聞かせながら席につかせる × 児童の頬を強くつねって席につかせる
生 活 指 導 中	遅刻指導を行った翌日に、また遅刻した生徒に対して、 ○ 遅刻の理由を聞き、前夜の行動も把握した上で改善に向けた指導をする × 反省を促すため、いきなり生徒の頬を平手で叩く 清掃活動をさぼっている生徒に対して、 ○ さぼっていることを指導し、翌日も掃除当番をさせる × 持っていたホウキの柄で生徒の頭を叩き、掃除をさせる 別室指導で真実を話さない生徒に対して、 ○ 事実を話すよう厳しく問いただす × 生徒の人格を傷つける発言や恫喝で問いつめる(体罰ではないが不適切な指導) 生徒指導に応じず、無視して下校しようとしている生徒に対して、 ○ 生徒の腕をつかみ立ち止まらせて、別室に連れて行って指導する × 生徒の腕をつかんだところ、生徒が腕を振り払ったため、生徒の頭を拳骨で殴る 宿泊行事において、就寝時刻を過ぎても騒いでいた生徒に対して、 ○ 正座をさせ、睡眠の重要性を指導したうえで就寝させる × 反省を促すため、長時間正座をさせつける
部 活 動 中	部の規律を乱すような行為をする生徒に対して、 ○ 部室の片づけや掃除をさせる × 生徒の脚を蹴って、自己の行動について反省を促す 練習中、意欲が見られない生徒や声が出ていない生徒に対して、 ○ 理由を聞き出したうえで、適切なアドバイスの後、状況に応じたトレーニングを課す × 気合いを入れるため、全員の頬を平手で叩く × 生徒に膨大な回数の腕立て伏せや腹筋を強要する 練習試合でチーム内での連携プレーができない生徒やミスの多い生徒に対して、 ○ 一旦、選手からはずし見学させる ○ ミスをしたプレーを適度に反復練習し、正しい動きを理解させる × 練習中、意識して生徒の顔面にボールをぶつけることを繰り返す × 生徒を呼びつけ、説教しながら、生徒の腹部を足で押すように蹴る

なお、体罰に当たるかどうかは、被害児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断します。

体罰を行った教員の責任等

もし、体罰をしてしまったら...

行政上の責任

全体の奉仕者たるにふさわしくない非行・信用失墜行為（地方公務員法第29条・33条）



懲戒処分【免職、停職、減給、戒告等】

教育職員たるにふさわしくない非行があり、その情状が重いと認められる場合



（教育職員免許法第10条・11条）

教員免許状の失効・取上げ

刑事上の責任

体を傷つける→【傷害罪】（刑法第204条：15年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

殴る・蹴る等→【暴行罪】（刑法第208条：2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料）

不当に長時間居残す→【監禁罪】（刑法第220条：3月以上7年以下の懲役）

さらに、これらの罪により禁錮以上の刑に処せられた場合→失職（地方公務員法第28条）

民事上の責任

被害児童生徒に対し、治療費や慰謝料等の損害賠償責任を負う（民法第709条・710条）

県が賠償した場合でも、教員個人に求償する（国家賠償法第1条）

その他の責任

児童生徒・保護者からの信頼の崩壊、住民からの批判、新聞記事等によるマスコミの報道等

体罰事案に係る今後の対応について（平成25年5月1日付け本県通知）

1 懲戒処分の強化

- (1) 教育的配慮を欠く体罰は厳しく処分する。
- (2) 指導監督に欠ける場合は、校長の監督責任を厳しく問う。

2 加害教職員の部活動指導の禁止

部活動の指導において体罰を行い、懲戒処分（戒告以上）を受けた教職員には、当該部活動の指導を原則行わせない。

3 加害教職員への研修

体罰で処分を受けた教職員には、体罰の再発防止の観点から、研修の受講を義務付ける。

－自分の体罰を振り返って（体罰を行った教員の反省）－

- 体罰は、児童生徒の心の傷としていつまでも残り、最も大切な信頼関係を失った。
- 自分が体罰を行った結果、その生徒に対する他の教員の指導までもが困難になった。
- 体罰による、押さえつけの指導は即効性があると思ったが、その後の生徒の素行が一層悪化した。
- 生徒を力で服従させていたにすぎない。自分の指導力の無さを情けなく思う。
- 自分の感情を抑えられず暴力という形で爆発させてしまった。

Ⅱ 未然防止に向けて

事例から学ぶ体罰を防ぐポイント

事例を通して、体罰に至ってしまう場合のターニングポイントと対処法を認識しましょう。

事例 1

小学校5年生学級担任のA教諭は、授業中、大声をあげたり、席を離れたりする児童Bに繰り返し口頭で注意していたが、いくら注意しても改善が見られなかった。ある日のこと、児童Bのみならず児童Cも席を立ち、ふざけあっていたため、「やめなさい」と口頭で注意すると、しばらくは静かであった。しかし、再びふざけあう声が聞こえたため、A教諭は「さっきも言っただろう。お前は教室にいないでいい。」と強い口調で怒鳴ったところ、児童Bが「うるさい」と反発したため、持っていたチョークを児童Bに向かって投げたところ、児童Bの頭に当たった。

【声を荒げてしまった時に】

- 1 カッとなっても、子どもたち一人一人の顔を見て、気持ちを落ち着かせましょう。
- 2 短くわかりやすい言葉で伝えましょう。周りで見ている子どもにも恐怖心を与える言動は、子どもとの信頼関係を根底から崩すことにもつながります。言動を叱っても人格は否定しない、感情的にならないなど、子どもの反発を招き、体罰を引き起こすきっかけにならないよう言動に注意しましょう。
- 3 授業に集中できない子どもがいる時、授業を中断し、子どもを別室に連れて行ったり、他の教職員の応援を依頼して授業を平常にもどしましょう。その後、心に余裕をもって子どもの話をじっくり聞き、粘り強く指導しましょう。
- 4 改善に向けて、子ども自身に目標を立てさせ、他の教職員や保護者と共有するとともに、達成できたことを認め、励ますなど自尊感情や自己有用感を高める指導を継続しましょう。

【日頃の問題行動を注意する際に】

- 1 離席がはじまった初期段階で、子どものできることとできないことに着目し、具体的な指示をしましょう。
- 2 威圧的・高圧的な指導を繰り返すと子どもの自尊感情を低下させ、投げやりになったり、反発したりして教職員の指導が通じにくくなることを考慮しましょう。
- 3 口頭による指示だけではなく、座席を配慮したり、多様な教材を用意したりするなど、個に応じた授業づくりを工夫し、自らの授業力を高めましょう。
- 4 学級担任一人で抱え込むのではなく、他の教職員に相談するとともに、「校内委員会」などで子どもの行動の背景や支援策を検討しましょう。
- 5 日頃から保護者と連携し、保護者との信頼関係を築き、子どもの支援について具体的なプランを話し合ひましょう。

事例2

A教諭が授業へ行くために廊下を歩いているとき、前方から歩いてきた生徒Bの服装違反に気がついた。生徒Bが普段から服装違反を繰り返していたこともあり、「またか」と腹を立てたA教諭はすれ違いざまに声を荒らげて「おい、お前、その服装は」と注意したところ、生徒Bは聞こえよがしに舌打ちをし、「やかましいわ」と吐き捨てて去っていかうとした。A教諭はさらに呼び止めたが、生徒Bはそのまま立ち去ろうとした。生徒Bの態度に腹を立てたA教諭は、生徒Bを追いかけて腕をつかみ、逃げようとする生徒Bの体を激しく壁に叩きつけ引き留め、服装違反や言動の誤りについて指導した。この指導を生徒B及びその保護者も理解・納得していたが、その指導の場に居合わせた別の生徒の保護者から「体罰だ」との指摘があった。

【声を荒げてしまった時に】

- 1 ひと呼吸おき、先の行動を予見し、気持ちを落ち着かせましょう。
- 2 「おい」や「こら」という発言は、生徒の人格や尊厳を損なうとともに、教職員としての品格をおとしめることを思い起こし、生徒の名前で呼び直しましょう。
- 3 教職とは、子どもの成長を促す仕事であることを再度自覚し、時間をかけ根気よく指導することが基本姿勢であると自覚しましょう。

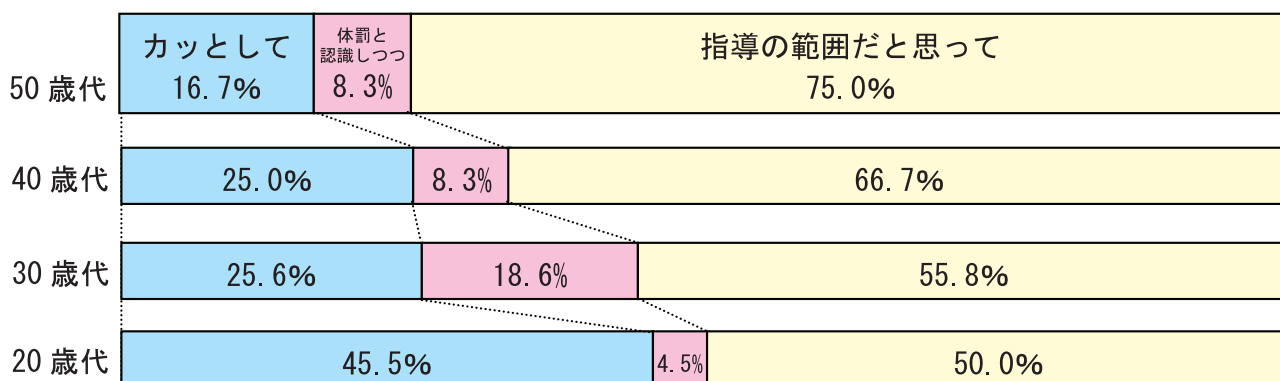
【思わず腕をつかんでしまった時に】

- 1 高ぶった感情に流され体罰に至らぬよう、自己の感情をコントロールし怒りを抑えましょう。体罰は、生徒と教職員との信頼関係を根底から崩す行為であることを再認識しましょう。
- 2 その場では、服装違反をしているという事実を生徒に確認しましょう。

【日頃の問題行動を注意する際に】

- 1 生徒の言い分を聞くにあたっては、時間を十分に与えるとともに、複数の教職員で対応しましょう。
- 2 生徒の問題行動を注意した場合は、一人で抱え込むのではなく、生徒の所属する学年の教員もしくは生徒指導担当教員に事実を伝え、学年や学校全体で指導に取り組みましょう。
- 3 生徒の問題行動については、結果や現象面だけを見て判断・指導するのではなく、生活背景や実態の把握、問題行動に至る原因を考察し、友人関係の悩みに共感するなど生徒の内面に響く指導を心がけましょう。
- 4 威圧的・高圧的な指導は一過性のもので、後に教職員の顔をうかがったり、反発したりして、教職員の指導が通じにくくなることを考慮しましょう。
- 5 問題行動が目立つ生徒については、日頃から保護者と連携し、保護者との信頼関係を築き、生徒の指導については組織的に対応しましょう。
- 6 たとえ、被害生徒やその保護者の理解を得たとしても、体罰が適切な指導になることはありません。その場に居合わせた他の生徒に与える影響も考慮しましょう。

体罰にはこんな傾向が！（平成24年度本県体罰調査結果分析）



体罰に関する自己チェック表

体罰を行わないように、折に触れて自分自身の体罰に関する認識や児童生徒への指導の在り方を再確認し、常に自己の姿勢を見直しましょう。

チェックポイント【教職員の共通理解】

子どもとの信頼関係を築く教職員の自覚

- ☐ 「体罰は時には必要」「自分も叩かれて成長した」と考えていませんか
- ☐ 保護者の体罰容認論を言い訳にしていませんか
- ☐ 自分の感情を上手にコントロールできますか
- ☐ 児童生徒の考え方や意見を受け入れ、心情を理解しながら指導していますか

学校全体で子どもを育む生徒指導の充実

- ☐ 全教職員が相互に情報交換をしながら、協力して指導していますか
- ☐ 学習指導や生徒指導に一貫性をもち、同一歩調の指導をしていますか
- ☐ 威圧的・高圧的な言動に頼らずに集団指導を行っていますか

一人一人の子どもが生き生きする教育活動の実施

- ☐ 一人一人の個性や能力が発揮される教育活動を行っていますか
- ☐ 校則や学級のきまりについて、児童生徒に意義を考えさせる機会を設けていますか
- ☐ 児童生徒の心理や言動の変化を踏まえた対応について、研鑽を積んでいますか

体罰に頼らない組織的な生徒指導等の指導方針について学校内外に明示することで、開かれた学校づくりを推進するとともに、教職員や児童生徒、保護者の相談にきめ細かく対応する組織として体罰防止委員会等を設置し、組織的な体罰防止体制を構築しましょう。

チェックポイント【指導体制の整備】

- ☐ 校内研修等を通じて、生徒指導に関する通知等や体罰に頼らない指導に関する学校の基本方針について、共通理解ができていますか
- ☐ 問題行動や特別な支援を要する児童生徒への指導を学年や学校全体で行っていますか
- ☐ 日々起こる問題行動や指導困難な状況を管理職や同僚に伝える報告・連絡・相談体制は、整っていますか
- ☐ 特定の教職員に生徒指導をまかせる傾向がありませんか
- ☐ 児童生徒に関する諸問題を自分の責任だと抱え込んでしまう雰囲気はありませんか
- ☐ 教職員間でお互いに注意・指摘したり、相互に協力したりできる体制がとれていますか
- ☐ 児童生徒を理解・受容し児童生徒と教職員との好ましい人間関係の醸成に努めていますか